

報告第 10 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し承認を求める。

令和7年6月3日提出

有田川町長 中山 正 隆

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次の事項を専決処分する。

令和 7 年 4 月 1 日専決

有田川町長 中 山 正 隆

専決処分事項	令和 7 年度有田川町一般会計補正予算（第 1 号）
理 由	有田周辺広域圏事務組合の令和 7 年度新ごみ処理施設特別会計暫定予算（案）が令和 7 年 3 月 27 日開会の臨時議会において可決されたことに伴い、それに係る分担金を支払う必要が生じたため。

令和 7 年度

有田川町一般会計補正予算

(第 1 号)

令和 7 年度有田川町一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度有田川町の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 1 0 2 千円を追加し
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 8, 8 0 6, 6 7 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出
予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 4 月 1 日 専決

有田川町長 中 山 正 隆

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
20	繰越金	35,000	4,102	39,102
	1 繰越金	35,000	4,102	39,102
歳 入 合 計		18,802,572	4,102	18,806,674

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	衛生費	1,557,597	4,102	1,561,699
	2 清掃費	800,254	4,102	804,356
歳 出 合 計		18,802,572	4,102	18,806,674

予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

2 歳 入

3 歳 出

(歳 出)

[illegible]

2 歳 入

20款 繰越金 4,102千円

1項 繰越金 4,102千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	千円 35,000	千円 4,102	千円 39,102
計	35,000	4,102	39,102

3 歳 出

4款 衛生費 4,102千円

2項 清掃費 4,102千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 じん芥処理 費	千円 582,233	千円 4,102	千円 586,335	千円	千円	千円	千円 4,102
計	800,254	4,102	804,356	0	0	0	4,102

節		説	明
区 分	金 額		
1 繰越金	千円 4,102	財務課 繰越金	千円 4,102

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金補助及 び交付金	千円 4,102	環境衛生課 有田周辺広域圏事務組合分担金（衛生施設）	千円 4,102